



令和 6 年度新型コロナワクチン定期接種を開始

新型コロナワクチンの全額公費による接種は今年の 3 月 31 日に終了していますが、予防接種法に基づき、10 月 1 日から、65 歳以上及び 60～64 歳で重症化リスクの高い人を対象に年 1 回接種する定期接種を開始しました。

【本件のポイント】

- 10 月から予防接種法に基づく新型コロナワクチンの定期接種を開始

【本件の概要】

1 接種期間

令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

※ 準備の整った医療機関から開始します。

2 接種場所

指定医療機関

※ 直接予約が必要です。市のホームページを御覧になるか、接種を希望される医療機関へ問い合わせください。



ホームページ

3 対象者

市内在住者か、東日本大震災で三条市に避難している人で次のいずれかに該当する人

(1) 接種日に満 65 歳以上の人

※ 市から接種券は送付しません。接種の際に接種券は不要です。指定医療機関に予約してください。

(2) 接種日に満 60～64 歳で、次のいずれかに該当する人

※ 該当する人には、市から接種券等を送付します。

ア 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される人

イ ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人

4 接種の自己負担額

3,800 円

※ 生活保護世帯の人は無料です。接種の際、医療機関で被保護者証明書を提

示してください。

5 接種回数 一人につき年1回

6 持ち物

- (1) 保険証
- (2) 満60～64歳の要件を満たす人は、市から送付した書類と身体障害者手帳

7 その他

- (1) 特に医師が必要と認めたときは、他のワクチンと同時接種できます。
- (2) 定期接種の対象者以外でも、15,000～16,000円程度の全額自己負担での任意接種が可能です。

【問合せ】 三条市福祉保健部 健康づくり課 健診係 早川

電話：0256-34-5443